



福岡県医発第1558号（保）

平成14年11月29日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師
会長 関 原



乳幼児・重度心身障害者・母子家庭等医療費支給制度に係る
乳障母医療費請求書（様式第5号）の記入要領について

本年10月1日付で健康保険法等が改正されたことに伴い、乳障母医療費請求書（様式第5号）の一部負担分欄の記入要領が下記のとおりとなる旨、福岡県保健福祉部高齢者福祉課より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

乳障母医療費請求書（様式第5号）の「一部負担分」欄の記入要領

1. 入院の場合、乳障母診療報酬明細書の「負担金額」欄に記入した額の合計を記入すること。
2. 在宅末期医療総合診療料を算定した場合は、乳障母診療報酬明細書の「一部負担金」欄に記入した額の合計を記入すること。
3. 1, 2が同一月に生じた場合は、1, 2の合計を記入すること。



「公印省略」

1 4 高 第 5 2 3 号

平成14年11月22日

福岡県医師会長 殿

福岡県保健福祉部高齢者福祉課長
(保 健 係)

乳幼児・重度心身障害者・母子家庭等医療費支給制度に係る
乳障母医療費請求書（様式第5号）の記入要領について

乳幼児・重度心身障害者・母子家庭等医療費支給制度の適正な運営につきましては、
日頃より格別の御協力をいただきありがとうございます。

さて、健康保険法等が改正されたことに伴い、-乳障母医療費請求書（様式第5号）の
一部負担分欄の記入要領を下記のとおりとしますので、福岡県国民健康保険団体連合会に提
出される際には、下記要領のとおり御記入いただくよう貴会会員に周知をお願いいたしま
す。

記

乳障母医療費請求書（様式第5号）の「一部負担分」欄の記入要領

- 1 入院の場合、乳障母診療報酬明細書の「負担金額」欄に記入した額の合計を記入
すること。
- 2 在宅末期医療総合診療料を算定した場合は、乳障母診療報酬明細書の「一部負担金」
欄に記入した額の合計を記入すること。
- 3 1、2が同一月に生じた場合は、1、2の合計を記入すること。



